

内閣府男女共同参画局

女性の活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を 公共調達等において評価する取組について

I 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」のポイント

※平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定

1. 基本的な考え方

- 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、公共調達及び補助金の分野において、企業のポジティブ・アクション等を推進することを目的。

2. 調達時におけるワーク・ライフ・バランスを評価する 取組内容



- 各府省が、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定（えるぼし認定等）の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画策定中小企業）を加点評価。
- 取組の実施に当たっては、不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、適切な基準を設定し、公正かつ客観的な評価や取扱いを行う。（具体的な配点は、各府省において設定。）
- ※ ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることで、一般に、業務の改善・見直しなどによる業務の効率化、女性など多様な人材の確保・定着による企画力の高度化や市場の変化への対応力の向上等を通じ、生産性の向上が図られ、これにより、価格競争力の向上だけでなく、事業の品質の確保・向上につながることも考えられる。
- ※ えるぼし認定等は、いずれもワーク・ライフ・バランスの取組のうち重要な長時間労働の抑制に関する基準を設けている。

II 取組状況

- 国の全26機関が平成28年度中に取組を開始。（これまでに19機関が全面実施。）
※平成28年度取組済調達規模 約6,200億円（全体の15%）、約8,500件（全体の20%）
- 独立行政法人等については、平成29年度から原則全面実施。
- 地方公共団体、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連や民間企業等における調達での取組を促進。

(参考) 配点例(イメージ)(仮に総配点の3%~10%とした場合を例示)※1

評価項目例	認定等の区分※2		総合評価落札方式等 [単位:%(総配点に占める割合)]		
			評価の相対的な重要度等に応じて配点		
			配点例① (10%の場合)	配点例② (5%の場合)	配点例③ (3%の場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	1段階目※3 (認定基準1~2つ〇) 	5	2	1
		2段階目※3 (認定基準3~4つ〇) 	8	4	2
		3段階目 (全認定基準5つ〇) 	10	5	3
		行動計画※4	2	1	0.5
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・ プラチナくるみん認定企業)	くるみん(旧基準)※5 	5	2	1
		くるみん(新基準)※6 	7	3	1
		プラチナくるみん 	9	4	2
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業) 	9	4	2	

※1 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定。

※2 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。

※3 「労働時間等の働き方」に係る基準は満たすことが必要。

※4 行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※5 旧くるみん認定マーク(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定)。

※6 新くるみん認定マーク(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定)。

III 今後の取組

（「女性活躍加速のための重点方針2017(平成29年6月6日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄))

I あらゆる分野における女性の活躍

1. 女性活躍に資する働き方改革の推進

(5) ワーク・ライフ・バランスの推進

① 各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進

女性の活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスを評価する社会に向けて、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、国、独立行政法人等において公表したスケジュールに沿って、取組を着実に実施する。

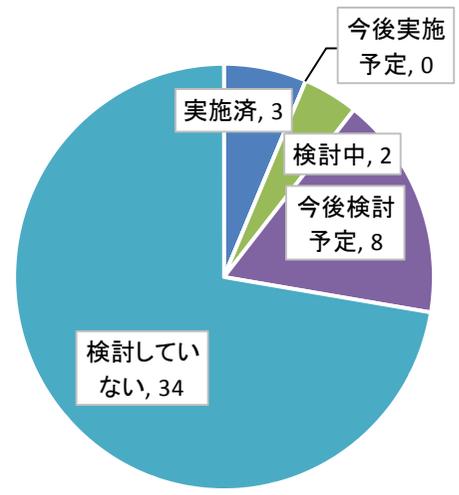
(略)

地方公共団体の調達においては、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じて、国の取組に準じた取組が進められるよう、先進的な取組事例や導入手法等を示して働きかけや啓発を行う。

(参考) 地方公共団体における国に準じた加点評価の取組の実施状況

都道府県

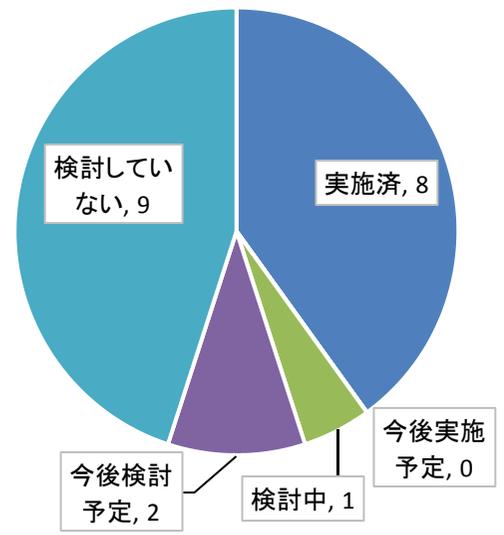
(実施済 3団体、検討中・今後検討予定 10団体)



(平成29年11月1日現在 内閣府男女共同参画局調べ)

政令指定都市

(実施済 8団体、検討中・今後検討予定 3団体)



平成29年度 調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業評価の推進に関する調査研究報告書（概要）

調査の背景・視点

○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等に基づき、平成28年度から、国等の調達において、ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進企業^(注)を加点評価する取組を実施。また、同法においては、地方公共団体について、国に準じた取組の実施に努めることとされている。

○ 本調査研究では、企業、国及び地方公共団体へアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、次の視点から分析・考察。

<分析・考察の視点>

- 1 加点評価の取組による認定取得のインセンティブ効果
- 2 加点評価の取組による企業の意識・行動への影響
- 3 加点評価の取組を地方公共団体に展開していくための方策

(注) 本調査研究において「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」とは、加点評価の取組において、加点対象となる認定等を取得している企業

分析結果

1 加点評価の取組による認定取得のインセンティブ効果

- 認定取得に向けた一定のインセンティブ効果が認められた。
- 特に公共調達の現場(企業の営業部門)へ与えた影響は大きく、当該部門の声が認定取得のきっかけに。

2 加点評価の取組による企業の意識・行動への影響

- 認定取得を視野に入れた取組による効果として、約8割が既に何らかの効果を実感(ただし、既に効果があったと実感した割合は項目により差があった)。

3 加点評価の取組を地方公共団体に展開していくための方策

- 地方公共団体において、国に準じた取組が行われることに対する企業の期待は高い。
- 地方公共団体では、国や地方公共団体での実施プロセスや実施要綱、配点表、配点例の紹介など、国に対する支援ニーズあり。

今後の方向性

- フォローアップ等を活用した各府省等における取組の加速
- 公共調達の現場(企業の営業部門)へのアプローチ(国の調達関連情報サイトや入札窓口での情報提供)

- 加点評価の取組が与える影響や加点評価が促進しようとするWLBの取組状況や効果について、今後も継続的に把握し、加点評価の取組の効果を検証することが必要。

- 国における取組状況など、地方公共団体における検討に資する情報を提供することが重要。

- 地方公共団体の職員を対象とした「参考資料集」を作成
国の調達における取組の経緯や各府省における特徴的な配点割合、地方公共団体の事例等を紹介

参考資料集の位置づけ

- 国の加点評価に準じた取組を地方公共団体の調達に展開していくための方策として、地方公共団体における検討に資する情報提供が重要。
（平成29年度「調達におけるWLB等推進企業評価の推進に関する調査研究報告書」）
- 地方公共団体関係者の内部検討の参考になる情報（国、地方公共団体における導入プロセスや具体的な取組状況・成果など）を紹介。

第1章 公共調達におけるWLB等を推進する企業の評価

- 国の調達における加点評価の取組の段階的な導入経緯（どのような検討を経て現行の取組につながっているか）
- 現行の国の取組の概要（対象となる調達・企業の範囲、評価基準（評価項目の設定、配点割合）例）、取組状況
- 加点評価の取組で期待される効果（WLBの推進と生産性、持続可能性、品質の確保・向上との関係）

国における導入プロセス、現行制度の趣旨・概要、国全体の導入状況を知りたい方は、こちら！

第2章 各府省等におけるWLB等推進企業の評価

- 特徴的な配点例（内閣府が示した「評価基準例」を参考に、各府省等が行っている配点設定）
- 調達内容（物品役務等・公共工事等）／方式（総合評価落札方式・企画競争）ごとの評価項目の配点割合状況

各府省等での実際の評価項目・配点の設定状況を知りたい方は、こちら！

第3章 地方公共団体におけるWLB等推進企業の評価

- 地方公共団体（都道府県・政令指定都市）での国の取組に準じた加点評価の取組の実施状況
- 具体的な取組事例の紹介（東京都、香川県、横浜市）
 - 導入プロセスや評価基準（評価項目の設定、配点割合）、導入状況、課題・効果を掲載。
 - いずれも、国の認定制度（えるぼし等）に加え、団体独自の認定・表彰制度も活用し、評価基準を設定。
（国の認定取得企業の増加と団体独自の認定・表彰制度の普及の効果を期待。）

地方公共団体全体の導入状況、地方公共団体における導入プロセスを知りたい方は、こちら！

詳細は、

ワーク・ライフ・バランス 調達調査研究

検索

（URL） http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/work/research.html

(参考)取組の根拠・背景

「女性活躍加速のための重点方針2015(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄)

3. 女性活躍のための環境整備

(2)長時間労働の削減等の働き方改革

- ③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(「女性活躍推進法」)(抄)

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成19年12月18日策定(平成22年6月29日一部改正)仕事と生活の調和推進官民トップ会議)(抄)

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)の概要

公的部門(国・地方公共団体)は内閣府が、民間部門は厚生労働省が所管。

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

H27.9.4 公布・一部施行、H28.4.1 完全施行
10年間の時限立法(～H38.3.31)

- 〔基本原則〕
- ①女性への採用、昇進等の機会の積極的な提供等、固定的性別役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮
 - ②職業生活と家庭生活との両立のための必要な環境の整備、③本人の意思を尊重

一般事業主・特定事業主

事業主行動計画の策定・公表 1)

- 民間事業主、国・地方公共団体の義務(労働者300人以下の民間事業主は努力義務)
- 女性の採用・管理職割合、勤続年数男女差、残業時間の状況等を把握・分析して策定
- 数値目標を必ず設定

女性の活躍状況に関する情報公表 2)

- 事業主が府省令で定める事項(女性の採用・管理職割合、残業時間等)から選択して公表
- 定期的に(1年に1回以上)公表

国

女性の職業生活における活躍の推進に関する**基本方針**(H27.9.25閣議決定)

事業主行動計画策定指針(H27.11.20告示)

優れた取組を行う一般事業主を**えるぼし認定** 3)

・職業訓練・紹介、啓発活動、情報収集・提供等
・国・公庫等の調達に関し、認定一般事業主等の**受注機会の増大**等の施策を実施 4) 等

地方公共団体支援のため必要な財政上の措置等 5)

地方公共団体

都道府県推進計画・市町村推進計画
(区域内の女性活躍の推進に関する計画)の策定(努力義務) 6)

女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う**協議会**を組織することができる。(任意)

国の施策に準じて、**受注機会の増大**等の施策を実施(努力義務) 等

<施行状況等>

- 1) **事業主行動計画策定率** : 国・都道府県・市町村**100%**、民間事業主**99.6%**(平成30年3月末時点)
- 2) 情報公表を中心に「見える化」を推進(国・地方公共団体:「見える化」サイト(内閣府)、民間事業主:女性の活躍推進企業データベース(厚労省))
- 3) **えるぼし認定取得状況** : **579社**(3段階393社、2段階183社、1段階3社。平成30年3月末時点)
- 4) **国の調達(総合評価落札方式等)においてワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定取得企業等)を加点評価**(平成28年度～)
- 5) **地域女性活躍推進交付金**: 推進計画に基づく地方公共団体の取組支援(平成28年度～)
- 6) **都道府県推進計画策定率**: **100%**(平成30年3月末時点)